債権者に依頼した財務再構築(以下「本件財務再構築」という。)の概要は以下のとおりである。

(ア)　弁済等について

(a)　金融機関に対する金融債務のうち保全部分及び非保全部分の１％を新会社に承継する。

(b)　預託金会員に対する預託金返還債務の１％を弁済等する。

①　継続会員

なお、預託金会員のうち、新会社が経営する本ゴルフ場の優先的利用の継続を希望する会員（以下「継続会員」という。)は、本ゴルフ場にかかる株主会員制の新倶楽部に入会し、その出資金として上記の弁済金を出資する。継続会員以外の会員は、以下の退会会員となるか買取会員となる。

②　退会会員

単に預託金返還債務（年会費の未払等がある場合は相殺後）の１％の弁済を受領する（以下「退会会員」という。)。

③　買取会員

預託金返還債務（年会費の未払等がある場合は相殺後）の１％の金額で新会社に会員権を売却する（以下「買取会員」という。)。

なお、買取会員の場合、新会社への会員権の売却によって預託金返還請求権を取得する新会社に対し、清算株式会社が預託金返還債務の１％の弁済を行うのと同時に、当該弁済金を原資とする新会社による売却代金の支払を行うこととなる。

(イ)　免除について

上記(ア)の弁済等（以下「本件１％弁済等」と総称する。)を行う部分以外の債務（以下「本件残債務」という。)については、特別清算手続で免除いただく。

(2)　財務再構築への同意・弁済等の実施

本件財務再構築については、金融機関、及び、2,918名（金融機関を除く。)中2,508名の会員から同意を得られた（以下同意を得られた会員を「同意会員」という。)。

清算株式会社は、上記の同意に基づき、金融機関及び同意会員に対し、平成26年４月30日までに、本件１％弁済等を実行した。

2　協定債権者・協定債権

以上の結果、平成26年４月30日現在の協定債権者・協定債権は以下のとおりとなった。

①　金融機関

本件１％弁済等は完了しており、保有する協定債権は本件残債務にかかる債権のみである。

②　同意会員

原則として、本件１％弁済等は完了しており、保有する協定債権は本件残債務にかかる債権のみである。なお、同意会員のうち買取会員の協定債権は、新会社に承継されている。以下では、同意会員のうち、買取会員を除いた者を「既同意会員」という。

なお、事務上のミスにより、本件１％弁済等の一部が完了していない既同意会員が２名存する（以下完了していない部分を「既同意会員未弁済分」という。)。

③　新会社

上記のとおり、買取会員の保有する協定債権を承継した。いずれも本件残債務にかかる債権である。

④　未同意会員

これらに対し、同意会員以外の会員(以下「未同意会員」という。)の保有する協定債権については、本件１％弁済等は完了していない。

3　本協定の目的

したがって、本協定は、未同意会員に本件１％弁済等を行うこと、及び既同意会員未弁済分の弁済を行うこと、並びに、本件残債務について全額の免除を受けることを目的とする。

第２　清算株式会社の資産及び負債の状況

平成26年６月24日現在における清算株式会社の資産及び負債の状況は、別紙１「清算財産目録（平成26年６月24日現在)」に記載のとおりである。

預け金15,619,114円から、未同意会員に対する本件１％弁済等及び既同意会員未弁済分の弁済の合計7,494,573円を行い、残額により本特別清算手続の遂行にかかる費用及び公租公課を支払う。

第３　協定債権者の権利の変更等

1　権利の変更の一般的基準

(1)　権利の変更

本協定の認可決定が確定した日に、第１の２記載の協定債権のうち以下の部分（未払利息・遅延損害金を含む。)につき免除を受ける。

(ア)　未同意会員につき、保有する協定債権（未払利息・遅延損害金を除く。)の１％を超える部分

(イ)　既同意会員につき、保有する協定債権のうち既同意会員未弁済分を除いた部分

(ウ)　金融機関及び新会社につき、保有する協定債権全額

(2)　弁済方法

本協定の認可決定が確定した日の３か月後の日の属する月の最終営業日限り、上記(1)による免除後の残額全額の弁済を行う。

2　個別条項

(1)　権利の変更

協定債権の権利の変更前の権利内容は別紙２「協定債権弁済表」中の「協定債権額」欄記載のとおりであり、本協定の認可決定が確定した日に同「免除額」欄記載の額につき免除を受ける。権利の変更後の権利内容は同「弁済額」欄記載のとおりである。

なお、上記別紙２「協定債権弁済表」には、会員が、清算株式会社が運営していた本ゴルフ場にかかる倶楽部を退会し預託金返還債務の期限が到来する平成26年３月31日時点の債権額を表示しているが、協定債権の権利の変更前の権利内容及び免除を受ける額については、上記１(1)のとおり、未払利息・遅延損害金全てを含む。

(2)　弁済方法

免除後の残額については、本協定の認可決定が確定した日の３か月後の日の属する月の最終営業日限り弁済を行う。

3　弁済等に関するその他の事項

(1)　端数の処理

免除額に１円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。なお、実行済の本件１％弁済等額についても同様の処理を行っている。

(2)　弁済場所、費用等

弁済は、協定債権者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込費用は清算株式会社の負担とする。口座を指定しない協定債権者に対する弁済は、清算株式会社所在地において行う。

(3)　清算条項

清算株式会社及び協定債権者は、本協定に定めるもののほか、他に互いに何らの債権債務を有しないことを相互に確認する。

(4)　新たに財産が発見された場合の処理

平成26年６月25日以降、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、清算株式会社は、これをすみやかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙２「協定債権弁済表」中の「免除額」欄記載の額の割合に応じて弁済する。この場合、協定債権者が、第３の１及び２の規定に基づき行った債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２６年（再）第４４号

東京都武蔵野市境２丁目14番１号

再生債務者　株式会社マデラ

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　東京都中央区八重洲２－８－７福岡ビル９階　阿部・井窪・片山法律事務所弁護士　北原　潤一

平成26年９月18日

東京地方裁判所民事第20部